関市都市計画道路見直し方針(案) 概要版

はじめに

〇関市では、社会経済状況が大きく変化する中、現状にあった都市計画道路とするため、都市計画 道路網の検証と見直しを進めています。

関市都市計画道路の現状 (令和2年度時点)

- 〇関市には、30路線 約85.5kmの都市計画道路が決定されています。
- ○うち約68.8%の区間は改良済み、残りの約31.2%の区間は未改良となっています。

見直しの必要性

- 〇未整備の都市計画道路には、当初の計画決定から40年以上が経過している路線も多く、時間の経 過に伴い道路に求められる機能や役割が変化している可能性もあることから、改めて各路線の必 要性や合理性を再検証する必要があります。
- 〇人口減少等に伴う交通需要減、公共事業の縮小、経済の低成長など、社会経済情勢の変化に伴 い、新たなまちづくりの課題への対応が求められています。
- ⇒都市計画道路整備の必要性を再検証する必要があります。

都市計画道路見直しの流れ

見直し対象路線の抽出:事業中を含む未改良区間(自動車専用道を除く)

各路線の評価【評価視点】

必 ①交通機能

要 ②空間機能 性 ③市街地形成機能

①交通特性

②地域特性

③事業特性

見直し候補路線の抽出

必要性・合理性の検証結果、地域の状況、課題や問題点を踏まえた上で、 総合的に検討し、存続・変更・廃止候補路線を決定

見直しの パターン

存続「現在の計画を存続します。

変更 計画の幅員や線形、鉄道との交差方式を変更します。

廃止 計画を廃止します。

※計画が廃止されても、供用されている現道は、今までどおり通行 できます。

見直し路線の決定・道路構造の詳細検討

地域住民の方や関係機関との協議・調整を行い見直し路線を決定

都市計画変更手続き

都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保するために 計画される道路で、都市計画法に基づき、あらかじめルートや幅員などが 決められています。

評価の流れ

見直し検討対象区間(15路線32区間)

必要性・合理性の評価

各区間の必要性・合理性を点数化

見直し候補路線の検討

必要性・合理性の得点、地域の状況、 課題や問題点を踏まえた上で、総合的 に検討し、存続・変更・廃止候補路線 を決定

見直しの評価視点

各区間の必要性、合理性を評価するため、 道路の持つ機能を踏まえ、右表の評価指標 を設定しました。

必要性:道路整備により向上する機能面、 整備の結果期待される効果(事故・ 渋滞・歩行者の安全性等)について

評価

合理性:交通特性、地域特性、事業特性な どから計画の規模の妥当性を評価

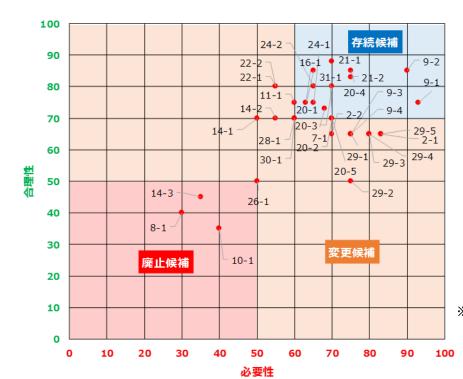
:事業予定、コスト面による実現性 について評価

必要性・合理性の評価結果

必要性 評価指標		配点
①交通機能	通行機能① (位置付け)	20
	通行機能② (渋滞緩和)	10
	沿道利用機能	5
	アクセス機能	10
②空間機能	都市防災機能①	5
	(緊急輸送道路) 都市防災機能② (延焼遮断)	5
③市街地	土地利用の誘導機能	10
形成機能	都市構造の誘導機能	35
合計		100

合理性 評価指標		配点
①交通特性	ネットワーク機能	10
	自動車通行機能	10
	自転車·歩行者通行機能	5
	沿道利用機能	5
	代替機能	15
②地域特性	土地利用(歩道幅員)	15
	地域資源(文化財·景観)	5
③事業特性	経済性① (大規模構造物)	10
	経済性② (現況充足)	10
	実現性① (支障物件)	10
	実現性② (路線線形)	5
合計		100

各区間の必要性・合理性を評価した結果に基づき、下のグラフのとおり存続・変更・ 廃止候補路線(案)を抽出しました。



※区間番号は、裏面の 見直し候補路線(案)の 番号と対応しています。

